

第33回小山市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月27日（月）午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 18人

会長 19番 山中 哲（議長）

1番 舘野 強 志

2番 須藤 正 達

3番 篠崎 巖

4番 片柳 伸 三

5番 板子 博 昭

6番 山野井 登喜江

8番 町田 守 夫

9番 知久 六 丸

10番 町田 利 郎

11番 永嶋 朋 子

12番 小久保 吉 雄

13番 佐山 光 以

14番 大塚 稔

15番 山本 光 康

16番 橋本 政 昭

17番 本橋 信 男

18番 上野 明 宏

欠席委員 1人

7番 石川 敦 子

4. 議事日程

議事録署名人の選出

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画
(一括方式)の承認について
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用配分計画案
について(再配分)
議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件
について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件
について

5. 農業委員会事務局職員

	事務局長	高橋信雄
農地調整係	係長	高山芳雄
	主査	金澤卓哉
	主事	湯澤正人
農地利用最適化推進係	係長	篠崎吉勝
	主査	笹崎ひろ子

事務局 　　ただいまより、第33回小山市農業委員会総会を開会いたします。総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は18名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、山中会長にご挨拶をお願いいたします。

議 長 　　（あいさつ）

議 長 　　それでは、お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思えます。始めに、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。いかように選出したらよろしいか諮ります。

　　（議長一任との声あり）

議 長 　　それでは、議席番号6番山野井登喜江委員、13番佐山光以委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。

　　なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の湯澤主事を指名いたします。

　　それでは議事に入ります。

　　議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第1号 農地法 第3条 農地等の権利移動に関する 許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

　　議案書の2ページ、別紙位置図1～3ページをご覧ください。

　　今回は、6件の申請がございました。

　　まず、番号1番 につきまして、ご説明申し上げます。

　　こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

　　対象農地は 　： 畑2筆 面積 2,768㎡

　　権利取得後の経営面積は 　： 104a

　　農機具等の保有状況は：トラクター、トラック、収穫機を所有しており

　　労働力は： 4人

　　申請地は、自宅から25kmのところに位置する農地です。

　　以上が1番でございます。

　　続きまして、番号2番 につきまして、ご説明申し上げます。

　　こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田1筆 面積 3,808㎡
権利取得後の経営面積は : 183a
農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており
労働力は: 4人
申請地は、自宅から0.1kmのところに位置する農地です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番 につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は : 田1筆 面積 4,565㎡
権利取得後の経営面積は : 338a
農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており
労働力は: 3人
申請地は、自宅から0.5kmのところに位置する農地です。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番 につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は : 畑1筆 面積 1,907㎡
権利取得後の経営面積は : 179a
農機具等の保有状況は:トラクター、乗用草刈り機等を所有しており
労働力は: 4人
申請地は、自宅から0.3kmのところに位置する農地です。
農地10a当たりの対価は : 31万円です。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番 につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 6,549㎡
権利取得後の経営面積は : 285a
農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており
労働力は: 4人
申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。
農地10a当たりの対価は : 7万円です。

以上が5番でございます。

続きまして、番号6番 につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 1,775㎡

権利取得後の経営面積は : 185a

農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの対価は : 30万円です。

以上が6番でございます。

以上、6件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

17番

番号1番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は農業を行っておらず、相続した農地の管理に苦慮しておりました。

以前より農地の処分を検討しており、不動産ぎょうしゃなどにておりましたが、農地を拡大するために土地を探していた受け人へ贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われま。

従いまして、許可することが相当と思われま。ので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4番

番号2番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

申請地は受け人の敷地に隣接しており、受け人の所有する建物の影が、農地の一部に影響を及ぼしておりました。

渡し人と受け人で相談したところ、農地のすぐ傍に住んでおり、農地を効率的に

利用できる受け人に贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われます。

従いまして、許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4番

番号3番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は農地を相続しましたが、遠方に住んでいるため農地の管理に苦慮しており、農地の処分を検討していました。

以前より申請地を耕作している受け人に相談したところ、贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われます。

従いまして、許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番

番号4番について、補足説明をさせていただきます。

番号4番、5番は石川委員の案件ですが欠席のため、私が説明します。

渡し人はご高齢であり、今後の農地の管理に不安を覚え、農地を手放すことを検討しました。

以前より申請地を耕作している受け人に相談したところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われます。

従いまして、許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番

番号5番について、補足説明をさせていただきます。

渡し人は農地を相続しましたが、農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。

申請地の近くで農業を営む受け人に相談したところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われます。

従いまして、許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1番

番号6番について、補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は高齢になり、申請地の管理が年々難しくなっております。申請者には親

子関係があり、受け人が農業を行っています。

しかし、農地の売買で得た利益を渡し人の借金返済に充てる必要があるため、今回の申請に及んだものです。

従いまして、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、ただいまの案件について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長 それでは、お諮りいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書3ページ、別紙位置図4ページでございます。

今回は、1件の申請がございました。2月16日に調査委員会1班と事務局で現地確認を実施いたしました。

転用の目的は、農業用倉庫でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積211㎡。

申請の理由ですが、申請者は大谷地区で農業をしております。農機具を追加で導入する予定があり、その倉庫として申請地を利用する計画をたてました。申請地は自宅から近く、作業や防犯の都合上、農業用倉庫として適地であるため申請に至ったとのことです。

申請地は山林宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況は、北側は宅地、東側は山林、南側は道路、西側は申請者所有の畑。以上が番号1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

1 番

番号1番について、補足説明いたします。
この件につきまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。
受け人は、大谷地区で農業をしています。農機具を追加で導入する予定があり、その倉庫を建築することを計画しました。
申請地は自宅から近く、作業や防犯の都合上、農機具倉庫に適地であるため、今回の申請に至ったとのこと。ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案についてご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議 長

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書4～5ページ、別紙位置図4～7ページでございます。

今回は6件の申請がございました。2月16日に調査委員会1班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、送電鉄塔除却のための工事用地および搬入路でございます。

転用しようとする土地は、畑2筆、面積1943㎡の内603.72㎡。

賃借権の設定を伴う一時転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は東京電力のグループ会社でJR東日本から工事用地取得業務を委託されている法人です。JR東日本では東北本線の鉄道運行のため発電所から変電所へJR東日本の送電線を使用して運転用電力を送電しておりましたが、安全輸送の向上のため、JR東日本の送電線ではなく、東京電力の送電線を利用し変電所へ送電する方法に変更することになりました。それに伴い、不要になるJR東日本の送電線及び鉄塔を撤去する工事を行うことに伴い、鉄塔周辺の農地を工事用地として一時的に使用するために今回の申請に至ったとのことです。

申請地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地ですが、送電鉄塔除却のための工事用地及び搬入路として利用するための一時転用であり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

資金計画につきましては、全体事業費9万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が番号1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、建売分譲でございます。

転用しようとする土地は、畑6筆、面積7,797㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は不動産業を業とする法人です。小山市内においても、宅地分譲を造成してきました。申請地の周辺は住宅地が散在しており、市街化区域にも近接しております。住環境がよいため、建売分譲に適していることから、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は山林宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は市下水道。雨水は雨水浸透層で排水処理。

周辺の隣地状況ですが、北側、東側は道路、西側は山林、南側は宅地。
資金計画につきましては、全体事業費2億2,728万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。
以上が2番でございます。

続きまして、番号3番をご覧ください。
転用の目的は、資材置場でございます。
転用しようとする土地は田4筆、面積3,106㎡。
売買を伴う転用の申請でございます。
申請の理由ですが、受け人は建設廃材の処理と再生利用を業とする法人です。建設業により排出される建設廃材や石くずの受け入れをしており、その量は近年増加傾向にあることから、資材置場が飽和状態になっております。新たな資材置場が必要であり、申請地は既存の資材置場に隣接しているため資材置場の拡張に適していることから、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存敷地の2分の1以内の拡張であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。なお、既存敷地面積が22,791㎡に対し、拡張面積が3,106㎡であり、2分の1以内であることを確認しております。

他法令につきましては、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。
農振法につきましては、令和5年1月31日に農振除外の公告がされており、支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。
周辺の隣地状況ですが、北側は道路、東側西側は水路、南側は雑種地。
以上が3番でございます。

続きまして、番号4番をご覧ください。
転用の目的は、資材置場でございます。
転用しようとする土地は、畑1筆、面積355㎡。
売買を伴う転用の申請でございます。
申請の理由ですが、受け人は竹林の保全や竹を使った竹炭や食品などの加工を業とする法人です。これまでは資材を代表の自宅内にプレハブ小屋を設置しそこに置いてきましたが、事業の発展に伴い、資材や加工品の量が増加しているため、置場が不足するようになりました。

申請地は法人事務所の隣接にあるため、資材置場に適地であることから、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は山林宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。
他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支

障なし。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番をご覧ください。

転用の目的は、自動車置場でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積1, 251㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は自動車の輸出・販売を業とする法人です。

輸出の需要が伸び続けており、保有する中古車の数も増加し続け、現在は185台保有しています。事業を拡大するにあたって、既存の駐車場では足りないため、駐車場敷地を拡張することを計画しました。申請地は、既存駐車場の隣接に位置するため、敷地拡張に適地であることから今回の申請に至ったとのこと。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存敷地の2分の1以内の拡張であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。なお、既存敷地面積が5, 062㎡に対し、拡張面積が1, 251㎡であり、2分の1以内であることを確認しております。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側は宅地、東側西側は道路、南側は雑種地。

資金計画につきましては、事業費832万円で、自己資金で賄うとのこと、残高証明書が添付されております。

以上が5番でございます。

続きまして、番号6番をご覧ください。

転用の目的は、自動車置場でございます。

転用しようとする土地は、畑4筆、面積6, 359㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は自動車の買取・販売を業とする法人です。

これまでは、知人から土地を借りて、自動車置場として利用してきましたが、土地を返却するように言われていることから、代わりとなる土地が必要になっています。申請地の隣接には既存の自動車置場があるため、申請地が駐車場に適していることから、今回の申請に至ったとのこと。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落からしみ出し的に行われる転用であり、不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

農振法につきましては、令和5年1月31日に農振除外の公告がされており、支障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側は雑種地、西側は山林、南側は道路、東側は第三者所有の畑で同意を得ております。

資金計画につきましては、事業費496万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が6番でございます。

以上6件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

5番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

JR東日本では東北本線の運行のために、運転用の電力をJR東日本の送電線を紹介して変電所へ送電しておりましたが、東京電力の送電線を使用して送電する方法に変更になるため、JR東日本の鉄塔が不要になるとのことです。申請地は鉄塔の隣接に位置しており、鉄塔の除却工事に必要になるため、今回の申請に至ったとのこと。ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ

ます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番

番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、不動産業を業とする法人です。新たな建売分譲を計画したところ、申請地の周辺は住宅街になっており、市街化区域にも近い地域であることから、建売分譲に適しているため、今回の申請に至ったとのこと。ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ

ます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番

番号3番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、産業廃棄物の処理と再生利用を行う法人です。建設業者から建設廃材を受け入れており、受け入れの量は年々増加しております。

建設廃材を路盤材にして再生しておりますが、その路盤材の量も増加していることから、資材置場が不足しています。新たな資材置場の確保が必要であるため、今

回の申請に至ったとのこと。ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ。ます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

15番

番号4番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、竹林の保全や竹の加工を行う法人です。これまでは、代表の自宅に資材を置いてきましたが、資材の量が増加しているため、置き場が不足していることから資材置場の計画をしたとのこと。ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ。ます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

15番

番号5番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、中古車の輸出を業とする法人です。輸出の需要が伸び続けているため、保有する中古車数も増え続けている状況です。今後さらに事業を拡大するにあたり、駐車場を広げる必要があることから、今回の申請に至ったとのこと。ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ。ます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

17番

番号6番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、自動車の買取・販売を業とする法人です。知人から土地を借りて自動車置場としてきましたが、土地を返却するよう言われています。代わりの土地が必要であるため、今回の申請に至ったとのこと。ただいまの事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ。ます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案についてご意見、ご異議はございませんか。

18番

番号5番、6番の自動車置場について質問します。

これはストックヤードで使うのでしょうか。それとも解体、修理等にも使用する予定なのですか。

事務局

解体、修理は行わず中古車両を買い取って輸出する業者です。

18番 資材置場であればオイルが地下浸透する心配は無いと思うのですが、解体等の場合は土壌汚染が懸念されます。そういった場合は隣接した農地等が汚染される可能性があるため今後申請があった場合は留意していただければと思います。

4番 関連して質問します。
申請法人は外国人が代表の法人ですか。

事務局 外国人が代表です。

18番 解体、修理をする場合は許可できるのでしょうか。先日外国籍の方から5年前から解体する場合は許可にならないと聞きました。私の地区にもスクラップ置場として使用している土地があってオイル漏れ等土壌汚染の心配をしているのですが、実際に汚染になった場合は指導したりできるらしいのですが、不手際が無ければ立ち退いてもらえないと思うのですが、どうなのですか。

事務局 自動車置場ではなく、解体修理等の場合だと許可が下りないのかという質問ですが、農地法では解体修理という目的だけで不許可とすることはありません。関係法令で規制していると思われるので関係法令により許可にならないことがあると思われます。汚染の問題については関係法令の確認や事業計画書に汚染対策を記載してもらうことで対応したいと考えています。

議長 その他、質問等ございますか。

(特になし)

議長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議長 議案第4号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 非農地証明願 につきまして、ご説明申し上げます。
議案書6ページ、別紙位置図7ページでございます。

今回は、1件の願出がございました。

願出地は、畑1筆、面積145㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和6年頃から宅地として利用されてきました。住宅の建て替えのため調査を行ったところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも20年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。以上が1番でございます。

以上、1件につきまして、ご審議のほど、
よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

10番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和6年から願出人の住宅として利用されてきました。住宅の建て替えのため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことでした。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第4号「非農地証明願について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第4号「非農地証明願について」、可決いたします。

議 長

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件があります。これは農業委員会法第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、これらを先に

審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 はじめに、議案第5号のうち7ページ記載の「所有権設定」分の番号1番は、知久六丸委員に関する案件ですので、知久委員は、一旦退出願います。

(知久委員退出)

議 長 「所有権設定」分の番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第5号のうち、「所有権設定」分の番号1番について可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」のうち「所有権設定」分の番号1番について、可決いたします。

議 長 知久委員は入場してください。

(知久委員入場)

議 長 つづきまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」の「所有権移転」のうち番号2番から4番並びに「利用権設定」分の番号1番から25番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 　　ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議等はございませんか。

（特になし）

議 長 　　ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第5号の「所有権移転」の番号2番から4番、並びに「利用権設定」の1番から25番について、可決してよろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

議 長 　　それでは、議案第5号 「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」のうち番号2番から4番並びに「利用権設定」分の番号1番から25番について、可決いたします。

議 長 　　議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」審議いたしますが、その中に委員に関する案件があります。これは農業委員会法第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、これらを先に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

議 長 　　はじめに、議案書12ページ記載の番号8番は、私に関する案件ですので、議長を大塚会長職務代理に交代いたします。

（山中委員退出）（大塚委員に議長交代）

議 長 　　暫時議長を務めますので、よろしく申し上げます。
それでは、議案第6号のうち山中委員に関する案件であります、番号8番について事務局の説明を求めます。

事務局 　　（議案書の内容を読み上げる）

議 長 　　ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議等はございませんか。

（特になし）

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第6号のうち、番号8番について可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち番号8番について可決いたします。

議 長

山中委員は入場してください。

(山中委員入場)

議 長

議長を交代いたします。

(山中委員に議長交代)

議 長

それでは、引き続き議長を務めさせていただきます。

続きまして、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち、番号1番から7番、及び9番から45番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

(特になし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」、番号1番から7番、及び9番から45番について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」、番号1番から7番、及び9番

から45番について、可決いたします。

議 長 議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用配分計画案について（再配分）」について、事務局の説明を求めます。

事務局 （議案書の内容を読み上げる）

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

（特になし）

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用配分計画案について（再配分）」について、可決してよろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

議 長 それでは、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 による農用地利用配分計画案について（再配分）」について、可決いたします。

議 長 議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、事務局の説明を求めます。

事務局 （議案書の内容を読み上げる）

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

（特になし）

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、可決してよろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

議 長 それでは、議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、可

決いたします。

議 長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出の事務局長専決処理案件について」及び、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による 農地転用届出の事務局長専決処理案件について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了となりますが、他に何かございますか。

(特になし)

議 長 以上をもちまして、第33回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分)